定　　款

特定非営利活動法人
東京都セキュリティ促進協力会

特定非営利活動法人 東京都セキュリティ促進協力会　定　款

第１章　　総　則

（名称）

第　１条　この法人は、特定非営利活動法人 東京都セキュリティ促進協力会　という。

（事務所）

第　２条　この法人は、事務所を　東京都豊島区内　に置く。

（目的）

第　３条　この法人は、警視庁等行政機関が実施する地域安全活動に協力し、防犯に関する情報の収集・調査・研究及び人材の育成を行うとともに、その情報と人材を都民に提供し、防犯知識を啓発することにより、都民の防犯意識を高め、都民が安心して暮らせる安全なまちづくりに貢献することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第　４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

一　地域安全活動。

（事業の種類）

第　５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

一　警視庁等行政機関が実施する地域安全活動に対する協力事業。

二　防犯に関する情報の収集・調査・研究事業。

三　防犯に関する情報提供事業。

四　防犯に関する資格の取得支援・教育・資格者の活用事業。

五　各種イベントにおける防犯知識の啓発事業。

六　防犯に関する相談事業。

七　その他本法人の目的を達成するために必要な事業。

第２章　　会　員

（種別）

第　６条　この法人の会員は、次の４種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

一　正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。

二　賛助会員　この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体。

三　特別会員　理事会の推薦により入会した個人及び団体。

四　登録会員　この法人の目的に賛同して入会した東京都在住、在勤、東京都において営業活動を営むいずれかで、公益社団法人日本防犯設備協会が認定した総合防犯設備士及び防犯設備士。規定については理事会にて別に定める。

（入会）

第　７条　会員（正会員、賛助会員及び特別会員）として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

２　理事長は、第１項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、第２項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）
第　８条　正会員は、総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。
　　２　賛助会員は、賛助会費を納入しなければならない。
　　３　会費の金額は、総会において定める。

（資格の喪失）
第　９条　正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
　　一　退会届の提出をしたとき。
　　二　本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
　　三　１年以上会費を滞納したとき。
　　四　除名されたとき。

（退会）
第１０条　正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第１１条　理事長は、会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。
　　一　法令または本定款に違反したとき。
　　二　この法人の名誉を傷つけ、又は信用を失墜させる行為をしたとき。
　２　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還等）
第１２条　会員の資格を喪失したるものの既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第３章　　役　員

（種別及び定数）
第１３条　この法人に、次の役員を置く。
　　一　理事１５人以上２１人以内
　　二　監事２人
　２　理事のうち理事長１人、副理事長３人以内とする。

（選任等）
第１４条　理事及び監事は、総会において選任する。
　　２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
　　３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
　　４　法第２０条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
　　５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）
第１５条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
　　２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
　　３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
　　４　監事は、次に掲げる職務を行う。

一　理事の業務執行の状況を監査する。
二　この法人の財産の状況を監査する。
三　前二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は、財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する。
四　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集する。
五　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べる。

（任期等）
第１６条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
2　前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は、現任者の任期の残存期間とする。
4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（解任）
第１７条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
一　心身の故障のため、職務遂行に堪えないと認められるとき。
二　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
2　前項の規定により役員を解任しようとするときは、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（顧問）
第１８条　本法人には、顧問を置くことができる。
2　顧問は、本法人の事業に関係あるものの中から、理事会の推薦を経て、理事長が委嘱する。
3　顧問は、本法人の会議に出席して、意見を述べることができる。

第４章　　会　議

（種別）
第１９条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。
2　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）
第２０条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）
第２１条　総会は、以下の事項について決議する。
一　定款の変更。
二　解散及び合併。
三　事業計画及び予算並びにその変更。
四　事業報告及び決算。
五　役員の選任又は解任。
六　入会金及び会費の額。

（総会の開催）
第２２条　通常総会は、年２回とする。
2　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

一　理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
二　正会員総数の５分の１以上からの会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
三　監事が第１５条第４項第四号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）
第２３条　総会は、前条第２項第三号の場合を除いて、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２項第一号及び第二号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）
第２４条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）
第２５条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）
第２６条　総会における議決事項は、第２３条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）
第２７条　正会員の表決権は平等なものとする。
２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の規定の適用については、出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）
第２８条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
一　日時及び場所。
二　正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法の表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
三　審議事項。
四　議事の経過の概要及び議決の結果。
五　議事録署名人の選任に関する事項。
２　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２名が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）
第２９条　理事会は、理事をもって構成する。
２　監事は、理事会に出席し、意見を述べることが出来る。

（理事会の権能）
第３０条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
一　総会に付議すべき事項。
二　総会の議決した事項の執行に関する事項。
三　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

（理事会の開催）
第３１条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。
一　理事長が必要と認めたとき。
二　理事総数の３分の１以上からの理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）
第３２条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第二号の場合にはその日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）
第３３条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の定足数）
第３４条　理事会は、理事総数の２分の１以上の出席により成立する。

（理事会の議決）
第３５条　理事会における議決事項は、第３２条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会での表決権等）
第３６条　各理事の表決権は、平等なものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、前２条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）
第３７条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
一　日時及び場所。
二　理事総数、出席者数及び氏名（書面又は電磁的方法の表決者にあってはその旨を付記すること。）
三　審議事項。
四　議事の経過の概要及び議決の結果。
五　議事録署名人の選任に関する事項。
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以上が記名、押印又は署名しなければならない。

第５章　　資　産

（構成）

第３８条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

一　設立当初の財産目録に記載された資産。

二　入会金および会費。

三　寄付金品。

四　財産から生じる収入。

五　事業に伴う収入。

六　その他の収入。

（資産の管理）

第３９条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第６章　　会　計

（会計の原則）

第４０条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（事業年度）

第４１条　この法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（事業計画及び予算）

第４２条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算書は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第４３条　前条の規定に係わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。

２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費）

第４４条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（事業報告及び決算）

第４５条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第７章　　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第４６条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

２　この法人が定款を変更（前項の規定による所轄庁の認証を得なければならない。事項を除く。）したときは、所轄庁に届出なければならない。

（解散）
第４７条　この法人は次に掲げる事由により解散する。
一　総会の決議。
二　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能。
三　正会員の欠亡。
四　合併。
五　破産手続開始の決定。
六　所轄庁による設立の認証の取消し。
２　前項第一号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承認を得なければならない。
３　第１項第二号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（清算人の選任）
第４８条　この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

（合併）
第４９条　この法人が合併しょうとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　　公告の方法

（公告の方法）
第５０条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第９章　　事務局

（事務局の設置）
第５１条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

（組織及び運営）
第５２条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第１０章　雑　則

（細則）
第５３条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則
１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
２　この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
３　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定に係わらず、この法人の成立の日から平成１５年５月３１日までとする。
４　この法人の設立当初の事業年度は、第４１条の規定に係わらず、この法人の成立の日から平成１４年３月３１日までとする。
５　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４２条の規定に係わらず、設立総会の定めるところによる。
６　この法人の設立当初の入会金及び会費については、第８条の規定に係わらず、次の定めとする。
一　正会員の入会金は、法人　２０，０００円、個人　１０，０００円とする。
二　正会員の年会費は、法人　２４，０００円、個人　　６，０００円とする。
三　賛助会員の入会金は、徴収しない。
四　賛助会員の年会費は、法人　１００，０００円、個人　１００，０００円とする。

五　特別会員の入会金及び年会費は、徴収しない。

この定款は、平成３０年4月24日から施行する。

別　表

設立当初の役員

役職名	氏　名
理事長	小室　誠
副理事長	二上敏夫
副理事長	政本　猛
理　事	澤邊博實
理　事	谷口寿雄
理　事	松井　力
理　事	木原幸一
理　事	坂本壽雄
理　事	鳥井公一
理　事	島田隆之
理　事	島村一郎
理　事	藪崎正義
理　事	西山義一
理　事	荒井　實
理　事	櫻井兼二
理　事	鈴木祥夫
理　事	吉澤　誠
理　事	下山延義
監　事	照井康平
監　事	谷　忠重